

8 土地家屋調査士法

8 土地家屋調査士法

土地家屋調査士法 H7

〔8-1〕土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の制度について記述した次の文章を完成させよ。その場合の組合せとして最も適切なものは、どれか。（平成7年）

土地家屋調査士制度は、土地家屋調査士法（以下「法」という。）により、A（ア 不動産に係る国民の権利の明確化 イ 土地及び建物の調査・測量の正確性の確保）に寄与することを目的とする制度と規定される。土地や建物は、これに土地の境界を含む特定に関する情報や所有者などの情報が登記簿を通じることによって、所有者にとっても、また社会にとっても、真に価値あるものとなる。その意味で、調査士は、登記簿に正確な登記情報を付加する重要な職責を負っているといえる。調査士には、こうした観点からその責務を全うすることができるように、法により、その業務に関する様々な規制が行われている。例えば、調査士が破産宣告を受けた場合は、調査士の登録のB（ア 取消しの処分を受けるまでもなく当然に イ 必要的な取消事由となり、その取消処分を受けることによって）調査士としての業務を行うことができなくなる。また、調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとされており、この職責に違反した場合は、C（ア 懲戒 イ 登録の取消し）の処分を受けることとされる。さらに、調査士は、法により、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならないとされており、これに違反した場合は、D（ア 懲役刑を含む刑事罰 イ 罰金の刑事罰）が科せられる。

	A	B	C	D
1	ア	ア	ア	ア
2	ア	ア	イ	イ
3	ア	イ	ア	ア
4	イ	イ	イ	ア
5	イ	イ	イ	イ

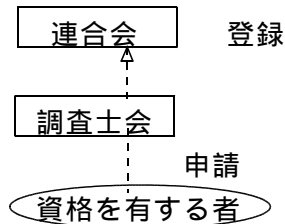
〔8-1〕土地家屋調査士の制度 H7 正解1

- A ア 調査士法第1条の目的では、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することとしている。イの「土地及び建物の調査・測量の正確性の確保」はその手段である。したがって、Aはアが適切である。
- B ア 調査士法第4条に掲げる欠格事由に該当すると土地家屋調査士となる資格を有しない。そこで、欠格事由に該当し法42条の懲戒処分として登録の抹消を受けることによって、調査士でなくなるかが本肢の論点である。欠格事由に該当すると、当然調査士でなくなり、登録の取消し（調査士法15条1項4号）によって、調査士でなくなるのではない。したがって、破産宣告（調査士法5条3号）を受けた場合は、取消しの処分を受けるまでもなく、当然に調査士としての業務を行うことができない。Bはアが適切である。
- C ア 調査士が調査士法又はこの法律に命令に違反したときには、懲戒処分を受けることがある（調査士法42条）。そこで、職責として調査士法2条に調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとされている。したがって、この職責に違反するときは、懲戒処分を受けることがある。Cはアが適切である。
- D ア 調査士が、業務に関し虚偽の調査又は測量をしたときは、調査士法23条違反である。そこで、調査士法23条に違反した場合には、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」である（調査士法71条）。したがって、懲役刑を含む刑事罰が科せられる。Dはアが適切である。
- 以上により、適切なものは全てアであり、正解は1である。

土地家屋調査士法 H9

〔8-2〕土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の登録に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。（平成9年）

- 1 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない。
- 2 調査士の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局を経由して、当該法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会に登録申請書を提出しなければならない。
- 3 調査士の登録を受けようとする者は、調査士の信用又は品位を害するおそれがあると認められたときは、登録を拒否される。
- 4 調査士が業務の廃止の届出により登録を取り消されたときは、その旨が官報に公告される。
- 5 調査士が死亡した場合、その相続人は、当該調査士が所属していた土地家屋調査士会を経由して、日本土地家屋調査士会連合会に、その旨を遅滞なく届け出なければならない。



〔8-2〕土地家屋調査士法・登録 H9 正解2

POINT

調査士となる資格を有する者が調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会に備える土地家屋調査士名簿に、登録を受けなければならない（調査士法8条1項）。登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を經由して、調査士会連合会に登録申請書を提出しなければならない（調査士法9条1項）。

- 1 **〔根拠〕** 調査士となる資格を有する者（試験の合格者又は認可者）が土地家屋調査士名簿に登録を受けたときに土地家屋調査士となる（調査士法8条）。正しい。
- 2 × **〔根拠〕** 調査士の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局管内に設立された土地家屋調査士会を經由して、日本土地家屋調査士会連合会（「調査士会連合会」という。）に登録申請書を提出しなければならない（調査士法13条）。そこで、登録の申請は法務局又は地方法務局を經由して、調査士会にするのではなく、調査士会を經由して、連合会に提出するのである。したがって、本肢は誤っている。
- 3 **〔根拠〕** 調査士の信用又は品位を害するおそれがあるとき、その他調査士の職責に照らして調査士としての適格性を欠くときは、登録が拒否される（調査士法10条1項3号）。したがって、本肢は正しい。
- 4 **〔根拠〕** 調査士会連合会は、調査士の登録をしたとき及びその登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告する（調査士法18条）。そこで、廃業の届出により登録を抹消されたときには、その旨が官報に公告される。したがって、本肢は正しい。
- 5 **〔根拠〕** 調査士が死亡した場合、相続人は遅滞なく所属する調査士会を經由して、調査士連合会にその旨を遅滞なく届け出をしなければならない（調査士法15条2項）。したがって、本肢は正しい。

土地家屋調査士法 H11

- 〔8-3〕 土地家屋調査士の補助者に関する次のからまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(平成11年)
- ア 土地家屋調査士が補助者を置く前提として、3か月間の試用期間を定めて業務を補助させている場合、試用期間中は、補助者の届出をする必要はない。
- イ 土地家屋調査士は、補助者に登記申請書の提出、登記済証の受領及び登記申請書の軽微な補正をさせることができる。
- ウ 土地家屋調査士が短期間不在の場合、補助者は、あらかじめ土地家屋調査士の指示を受けていれば、調査・測量を行うことができる。
- エ 土地家屋調査士Aは、別の土地家屋調査士Bの補助者であるCを自己の補助者として雇用することができる。
- オ 土地家屋調査士は、1週間に一度程度、自己の子に測量の補助をさせている場合であっても、補助者の届出をしなければならない。

- 1 アイ 2 イウ 3 ウエ 4 アエ 5 エオ

〔8-3〕調査士法・補助者 H11 正解5

P O I N T

調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができ、置いたときには、その旨を所属の調査士会に届け出なければならない（規則23条1項、2項）。

ア × 【根拠】 土地家屋調査士が補助者を置くにあたり、その者の能力、性格、適性、健康等の状態等を観察するため試用と称し、業務を補助させることは調査士法規則23条の規定に反する（昭48.11.22民三第8639号回答・）。したがって、使用期間中であっても、補助者として届出をしなければならない。誤っている。

イ × 【根拠】 申請の補正は、司法書士又は土地家屋調査士本人をして行わしめるものとし、補助者による補正はさせないものとする（昭39.12.5民甲第3906号通達・）。補助者は、申請書の提出、登記済証の受領はすることができるが、申請書の補正はすることができない。したがって、本肢は誤っている。

ウ × 【根拠】 調査士が不在の場合に、あらかじめ指示を受けていても、補助者は調査士業務を代行することはできない（登記研究第366号88頁）。そこで、調査士が短期間であっても不在であるときは、指示を受けて補助者が調査士業務を行うことはできない。誤っている。

エ 複数の調査士が合同事務所を設け、それぞれが同一人を補助者とするとは、各調査士が補助業務についてその補助者を直接掌握することができ、かつ、補助者に対する監督責任が明確にされるなら許される（昭45.2.18民甲第577号回答・）。そこで、本肢のように他の調査士の補助者を雇用することができる。正しい。

オ 補助させるために使用する者は、その者の補助業務の内容及び程度のいかんを問わず、補助者として届出をしなければならない（昭43.12.26民甲第3661号通達・）。そこで、1週間に1回程度であっても、自分の子に測量の補助者をさせる場合であっても、補助をさせるときには、補助者として届けなければならない。正しい。

以上により、正しいものはエオであり、正解は5である。

土地家屋調査士法 H6

〔8-4〕次の行為のうち、土地家屋調査士法に違反するものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(平成6年)

- ア 土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)に入会している土地家屋調査士(以下「調査士」という。)が、土地の所有者から土地の表示に関する登記に必要な調査、測量の依頼を受けた場合に、所有者の委託に基づいて、関係者の立会いの下、境界標識を設置すること。
- イ 会社が調査士を雇用し、不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量及び手続をさせて、報酬をその会社の収入とすること。
- ウ 建物の表題登記の申請手続の依頼を受けた調査士が、申請手続のために依頼者から受け取った所有権証明書の作成者の真意の確認が得られないことを理由として、その依頼を拒むこと。
- エ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)の社員でない調査士が、協会の依頼を受けて、協会が官公署から依頼された土地の調査を取り扱うこと。
- オ 土地家屋調査士名簿に登録を受けて、調査士会に入会した調査士が、調査士会を脱退した後も、登録が取り消されるまでの間、調査士の業務を行うこと。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

公共嘱託登記土地家屋調査士協会：官公署による依頼で不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請を行うことを業とする社団法人をいう。

報酬：平成14年に調査士会の定める報酬規定は削除された。

〔8-4〕調査士法違反 H6 正解4

ア 【根拠】 土地の所有者から土地の表示に関する登記に必要な調査、測量の依頼を受けることは、調査士の業務である（調査士法3条1項1号）。また、関係者の立会いの下、境界標識を設置することは、その業務の範囲であり、調査士法に違反しない。

イ × 【根拠】 法人又は個人が、その業務に関する土地、建物に関する調査、測量又は申請手続きに従事せしめる目的で、調査士会に入会している調査士を常時雇用して、調査士法3条の業務を行わせしめ、その報酬は雇用者の収入とし、被雇用者たる調査士にはその者の実績による業務報酬とは関係なく雇用者から定額の給与を支払っているときは、調査士法68条1項に抵触する（昭和33.7.28民甲第1525号回答・）。したがって、会社が調査士を雇用し、調査士の業務に関する報酬を、その会社の収入とすることは、調査士法68条1項違反である。

ウ 【根拠】 調査士は、虚偽の調査又は測量をしてはならない（調査士法23条）。そこで、所有権証明書作成者の真意を確認できないまま、申請することはこれに該当する。したがって、これを正当な理由として、依頼を拒否（調査士法22条）した場合、調査士法に違反しない。

エ 【根拠】 協会は、その業務に関する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない（調査士法64条2項）。その社員でなければならないとは、規定していない。したがって、社員でない調査士が、協会の依頼を受けて、協会が官公署から依頼された土地の調査を取り扱うことは、調査士法に違反しない。

オ × 【根拠】 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者は、調査士の事務を行うことを業とすることはできない（調査士法68条1項）。したがって、調査士会を脱会した者が調査士の業務を行うことは、調査士法68条1項に違反する。

以上により、調査士法に違反するのはイオであり、正解は4である。

土地家屋調査士法 H16 - 20

〔8 - 5〕土地家屋調査士（以下「調査士」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか（平成16年）。

- 1 調査士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んではならないが、依頼を拒む場合には、依頼者の請求があるかどうかにかかわらず、その理由書を交付しなければならない。
- 2 調査士は、その業務の補助をさせるため、自己が所属する土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の承認を得て、補助者を置くことができる。
- 3 調査士は、自己が所属する調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の管轄区域以外であれば、既に設置している事務所のほかに、新たな事務所を設けることができる。
- 4 調査士は、病気のため入院中であるなど自ら業務を行うことができない事情がある場合には、あらかじめ補助者に指示をした上で、当該補助者に登記申請書の補正をさせることができる。
- 5 調査士は、法務局又は地方法務局長から業務の停止の懲戒処分を受けた場合には、その停止の期間中、事務所に調査士の事務所である旨の表示又はこれに類する表示をしてはならない。

ヒント：法務局又は地方法務局長が調査士にする懲戒処分は、次のとおりです。

戒告

2年以内の業務の停止

業務禁止

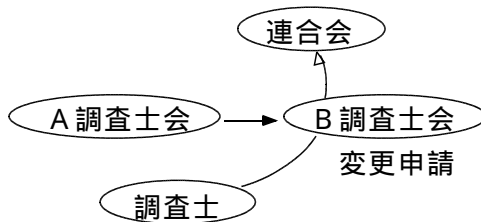
〔8-5〕土地家屋調査士の義務 H16-20 正解5

- 1 × 〔根拠〕 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない（調査士法22条）。また、依頼者から請求がある場合に、理由書を交付しなければならない（調査士法規則25条）。そこで、本肢の前段は正しい。**依頼者の請求がある場合のみ、理由書を交付すれば足りる。**誤っている。
- 2 × 〔根拠〕 調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。そこで、**補助者を置いたときには、所属の調査士会に届け出ればよく（調査士規則23条）、承諾を要しない。**
- 3 × 〔根拠〕 調査士は、法務省令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない（調査士法20条）。そこで、**事務所は他の管轄であっても2箇所設けることはできない（調査士法規則18条）。**
- 4 × 〔根拠〕 準則第36条3項では、登記の申請書が資格者代理人の作成によるものであるときは、当該**資格者代理人本人に補正させるもの**とするとされる。そこで、本肢のような理由があっても、補助者に登記申請書の補正をさせることはできない。誤っている。
- 5 〔根拠〕 調査士は2年以内の業務の停止の処分（調査士法42条2号）を受けたときには、その**業務の停止の期間中、調査士の事務所である旨の表示又はこれに類する表示をしてはならない（調査士法規則19条3項）。**正しい。

土地家屋調査士法 H17 - 20

〔8 - 6〕土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか（平成17年）。

- 1 調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、日本土地家屋調査士会連合会に対し、所属する土地家屋調査士会の変更の登録の申請をしなければならない。
- 2 調査士は、事務を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならない。
- 3 調査士は、日本土地家屋調査士会連合会の定める様式により事件簿を調製し、その閉鎖後5年間保存しなければならない。
- 4 調査士法人は、調査士の業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。
- 5 従たる事務所を設ける調査士法人は、従たる事務所に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。



土地家屋調査士法人：2人以上の調査士が共同して成立させた法人をいう。

〔8-6〕レベル難しい53% 土地家屋調査士法人 H17-20 正解5

P O I N T

事務所を移転しようとするときには、調査士会を経由して連合会にその変更の登録の変更を申請しなければならない。

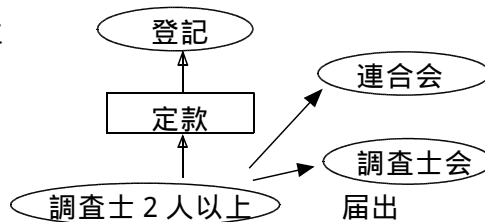
土地家屋調査士は、調査士法人を設立することができる。個人の調査士は2個以上の事務所を設けることはできないが、調査士法人は、主たる事務所の他、従たる事務所を設けることができる。無制限に設けられるわけではなく、従たる事務所にはその地の社員である調査士を常駐させなければならない。

- 1 【根拠】 調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に、所属する調査士会の変更の登録の申請をしなければならない（調査士法13条1項）。そこで本肢では、「調査士会を経由して」という文言が抜けているが、本肢は正しい。
- 2 【根拠】 調査士は、事務を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならない（調査士法規則21条）。正しい。
- 3 【根拠】 調査士は、連合会の定める事件簿を備え、閉鎖後5年間保存しなければならない（調査士法規則28条1項）。正しい。
- 4 【根拠】 調査士法人は、調査士の業務のほか、定款で定めるところにより、調査士法規則29条で定める業務の全部又は一部を行うことができる（調査士法29条）。正しい。
- 5 × 【根拠】 調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員である社員を常駐させなければならない（調査士法36条）。そこで、主たる事務所の所在地を管轄する調査士を常駐するのではなく、従たる事務所の所在地を管轄する調査士を常駐させなければならない。本肢は誤っている。

土地家屋調査士法 H18 - 20

- 〔8 - 7〕土地家屋調査士法人に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか（平成18年）。
- 1 土地家屋調査士法人を設立するには法務大臣の許可を得なければならず、土地家屋調査士法人は、この許可を得たときに成立する。
 - 2 定款の定めにより、土地家屋調査士法人の社員の一部のみが業務執行の権利を有し、他の社員は業務執行の権利を有しないこととすることができる。
 - 3 土地家屋調査士法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に届け出なければならない。
 - 4 土地家屋調査士法人の社員は、総社員の同意があるときであっても、自己又は第三者のためにその土地家屋調査士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならない。
 - 5 土地家屋調査士法人が土地家屋調査士法又は同法に基づく命令に違反した場合、その社員である土地家屋調査士は懲戒処分の対象となるが、土地家屋調査士法人は懲戒処分の対象とならない。

法人の成立



〔8-7〕レベル難しい55% 土地家屋調査士法人 H18-20 正解4

POINT

本問のポイントは、調査士法人は、どのように設立するか。また、その届出はどこにするか。社員の同意があったときには、法人の業務の範囲であっても、その社員は業務をすることができるか。調査士法人に、懲戒処分があるか。の3つです。

- 1 調査士法人は、定款を作成し登記することによって設立する（調査士法26条）。そこで、本肢のように調査士法人を設立するために法務大臣の許可を必要としない。本肢は誤っている。
- 2 調査士法人の社員の全員に業務の執行権があり（調査士法35条1項）、これに反する定款を定めることはできない。本肢は誤っている。
- 3 調査士法人の成立の届出は、調査士会及び連合会にしなければならない（調査士法33条）。そこで、法務局又は地方法務局に届け出るとする本肢は誤っている。
- 4 調査士法人の社員は、法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならない（調査士法37条1項）。そこで、社員の同意があるときであっても、自己又は第三者のためにその土地家屋調査士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならない。正しい。
- 5 調査士法人に対しても懲戒処分として、戒告 2年以内の業務の全部又は一部の停止 解散がある（調査士法43条1項）。したがって、調査士法人も懲戒処分の対象となる。本肢は誤っている。

（編者の目）

本肢のうち、4の肢が難しいといえます。競業禁止規定（調査士法37条1項）は、内部の業務に関する規定ですから、社員の同意があれば法人の業務であっても、業務を行ってもいいのではないかという疑問があるからです。しかし、調査士法人の健全な発展の為の規定であり、社員の同意があっても競業を禁止することとなっています。

土地家屋調査士法 H19 - 20

〔8 - 8〕土地家屋調査士（以下「調査士」という。）又は土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 調査士は、不動産の表示に関する登記の申請手続の代理業務又はこれに関する審査請求の手続についての代理業務について、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。
- 2 調査士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件について、その業務を行ってはならない。
- 3 調査士法人は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に届け出なければならない。
- 4 調査士は、筆界特定の手続についての代理業務についての事件の依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。
- 5 調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。

〔8-8〕普通60% 調査士と調査士法人 H19-20 正解3

- 1 **【根拠】** 調査士は、正当な理由がなければ次の調査士の業務を依頼を拒むことができない（調査士法22条）。（1）不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量（2）不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理（3）不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について書類の作成（5）筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成（4）相談業務（筆界特定の相談業務を除く）。したがって、本肢はこの（2）の場合であり、正当な理由がなければ、依頼を拒むことができない。正しい。
- 2 **【根拠】** 調査士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行つてはならない（調査士法22条の2第1項）。条文のとおり、正しい。
- 3 × **【根拠】** 調査士法人は、補助者を置いたときは所属の調査士会に届け出なければならない（施行規則35条で準用する施行規則23条2項）。そして、調査士会は、これを法務局等の長に報告する（施行規則23条3項）。そこで、調査士法人が法務局等の長に届け出る規定はない。したがって、本肢は誤っている。
- 4 **【根拠】** 調査士は、筆界特定手続についての代理業務若しくは筆界特定手続に関する相談業務又は民間紛争解決手続代理関係業務についての事件の依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない（施行規則25条2項）。したがって、本肢は正しい。
- 5 **【根拠】** 調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員である社員を常駐させなければならない（調査士法36条）。条文のとおりであり本肢は正しい。

土地家屋調査士法 H10 - 20

- 〔8 - 9〕 土地家屋調査士法における罰則に関するアからオまでの記述中、正しいものの組合せは、1から5までのうちどれか。(平成10年)
- ア 土地家屋調査士(以下「調査士」という。)が、その業務に関して虚偽の調査、測量による申請手続を行なった場合、その調査士は、罰則の対象となる。
- イ 法人が調査士を雇用して、調査士業務を行わせ、その報酬を法人の収入とした場合、その法人は、罰則の対象にはならない。
- ウ 調査士と司法書士の兼業者が、司法書士業務について業務の禁止の処分を受け、その処分の日から2年以内に調査士業務を行った場合、その調査士は、罰則の対象となる。
- エ 調査士が、社会通念を超えて、過大な金品の提供をして業務の誘致を行った場合、その調査士は、罰則の対象となる。
- オ 調査士が、正当な理由がないのに依頼を拒否した場合、その調査士は、懲戒処分の対象にはなるが、罰則の対象にはならない。

1 アイ 2 イウ 3 アウ 4 ウエ 5 エオ

〔8-9〕土地家屋調査士法・罰則 H10-20 正解3

ア 【根拠】 土地家屋調査士が虚偽の調査・測量を行ってはならない（調査士法23条）。これに規則に違反したときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金である（法71条）。虚偽の調査、測量による申請手続を行った場合、その調査士は、罰則の対象となる。正しい。

イ × 【根拠】 会社等の法人が調査士を雇用して業務を行うことは、調査士でない者が業務を行ったことになり調査士法68条第1項違反となる。この場合1年以下の懲役又は30万円以下の罰金である（調査士法73条1項）。したがって罰則の対象となる。したがって誤っている。

ウ 【根拠】 司法書士を兼業する調査士が、司法書士の業務の禁止処分を受けたときは、調査士法5条8号により欠格事由となる。欠格事由に該当すると調査士の登録が抹消され、処分の日から3年を経過しないと登録を行えない。そこで、2年以内に調査士の業務を行えば、非調査士が業務を行ったことになり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金である（調査士法68条1項、73条1項）。正しい。

エ × 【根拠】 調査士は、不当な手段によって依頼を誘致してはならない（規則24条）。そこで、調査士が過大な金品を提供して業務の誘致を行った場合は、不当な手段ということになり、規則24条の違反となる。しかし、24規則違反には、罰則の規定がない。したがって、不当な依頼を誘致した場合は、調査士法42条の懲戒処分の対象となることがあっても、罰則の適用がない。本肢は誤っている。

オ × 【根拠】 調査士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない（法22条）。そこで、調査士が正当の理由がないのに依頼を拒否した場合、調査士法22条違反であり、懲戒処分の対象になり、100万円以下の罰金となる（調査士法70条1項）。したがって、本肢は誤っている。

以上により、正しいものはアウであり、正解は3である。

